



# 長野県報

10月11日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第3016号

## 目次

### 告示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課) ..... 1

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) ..... 1

都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)(生活排水課) ..... 1

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) ..... 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) ..... 2

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定(生活安全企画課) ..... 3

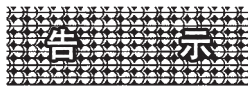
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定(生活安全企画課) ..... 3

昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会) ..... 4

### 公告

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) ..... 4

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) ..... 5



#### 長野県告示第540号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、平成30年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部 守一

林業成長産業化地域創出モデル事業補助金交付要綱(平成30年8月3日付け30森政第221号林務部長通知)の規定に基づく補助金

森林整備地域活動支援交付金交付要綱(平成14年4月23日付け14林政第43号林務部長通知)の規定に基づく交付金

学校林等利活用促進事業補助金交付要綱(平成30年8月23日付け30信木第205号林務部長通知)の規定に基づく補助金

松くい虫被害木利活用事業補助金交付要綱(平成30年9月26日付け30森推第372号林務部長通知)の規定に基づく補助金

人事課

#### 長野県告示第541号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
岡谷市民病院	岡谷市本町4-11-33	平成33年10月13日

医療推進課

#### 長野県告示第542号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小諸都市計画下水道事業  
小諸市公共下水道(小諸処理区)
- 3 事業施行期間

昭和59年2月6日から

平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

小諸市

2 都市計画事業の種類及び名称

小諸都市計画下水道事業

小諸市公共下水道（和田西処理区）

3 事業施行期間

昭和59年2月6日から

平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第544号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

池田町

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 池田町公共下水道

3 事業施行期間

平成6年1月20日から

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第545号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
広瀬	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	長野市	広瀬	十三堂沖	2266番1 2272番2 2270番イの1 2261番	1号 2号 3号 4号、5号

砂防課

長野県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

深沢（4）

2 一部について指定を解除する区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県公安委員会告示第12号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成30年10月11日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

## 1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
埴原秋児	地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター 駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901番地	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	
荻原朋美	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

## 2 指定年月日

平成30年10月9日

## 3 指定期間

3年

生活安全企画課

## 長野県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成30年10月11日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

## 1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
坂江芳朗	医療法人さかえ会さかえクリニック	中野市小田中213番地1	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地	
村田志保	長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	
北原明彦	医療法人北原メンタルクリニック	長野市稲里町中央4丁目15番7号	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（政令第8条第3号に掲げる病気に限る。）にかかっている者
埴原秋児	地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター 駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901番地	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	
荻原朋美	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

## 2 指定年月日

平成30年10月9日

## 3 指定期間

3年

生活安全企画課

## 選告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成30年10月11日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

表中

「 下伊那南部山村開発センター	” 泰阜村3236-1	泰阜村選挙管理委員会	」
泰阜村南多目的集会センター	” ” 8378番地1	”	」

を

「 山国体験の館	” 泰阜村2733番2	泰阜村選挙管理委員会	」
泰阜村あさぎり館	” ” 6765番	”	」

に改める。

選挙管理委員会



## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成30年10月11日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
小諸市	地籍簿及び地籍図	平成28年から平成29年まで	小諸市相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、荒町一丁目、荒町二丁目、赤坂一丁目、南町一丁目、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目の各一部	平成30年10月11日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成26年から平成27年まで	佐久市田口の一部	平成30年10月11日
山ノ内町	地籍簿及び地籍図	平成28年から平成29年まで	下高井郡山ノ内町大字戸狩の一部	平成30年10月11日
川上村	地籍簿及び地籍図	平成28年から平成29年まで	南佐久郡川上村大字川端下の一部	平成30年10月11日
筑北村	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	東筑摩郡筑北村坂北の一部	平成30年10月11日
筑北村	地籍簿及び地籍図	平成25年から平成26年まで	東筑摩郡筑北村坂北の一部	平成30年10月11日
筑北村	地籍簿及び地籍図	平成27年から平成28年まで	東筑摩郡筑北村坂北の一部	平成30年10月11日
大鹿村	地籍簿及び地籍図	平成25年から平成26年まで	下伊那郡大鹿村大字大河原の一部	平成30年10月11日